

## 転部試験単位修得要件に関する取扱

平成30年3月27日制定  
平成31年4月1日施行  
令和5年12月14日改正  
令和6年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この取扱は、三軒茶屋キャンパスにおいて実施される転部試験における出願者の単位修得要件を定める。

(危機管理学部)

第2条 危機管理学部に転部を出願する者は、転部時点で教職専門科目を除き以下の単位数以上の単位を修得していること。

30単位

(スポーツ科学部)

第3条 スポーツ科学部に転部を出願する者は、転部時点で教職専門科目を除き以下の単位数以上の単位を修得していること。

30単位

附 則

この取扱は令和7年度転部試験から適用する。